

## 4月1日から 児童手当制度が 拡充

わが国における急速な少子化の進行を踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子・第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

### 〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

	現行	改正
第1子、第2子	月額5,000円	月額1万円
第3子以降	月額1万円	月額1万円 (現行どおり)

### 〈3歳以上（現行どおり）〉

第1子、第2子	月額5,000円
第3子以降	月額1万円

**施行日** 4月1日（拡充後の最初の支給月は6月）

※今回の改正では、受給者が手続きを行う必要はありません。なお、4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月から第1子・第2子の手当額は5,000円となります。  
※詳しくは、市役所こども育成グループ（公務員の方は勤務先）に問い合わせてください。

#### 問合せ先

市役所こども育成グループ  
☎52-11111（内線362）



秋間海太くん

## 児童扶養手当 受給者の皆さんへ

児童扶養手当を4月11日(水)に各金融機関に振り込みました。

手当受給資格者で、まだ申請していない方は問い合わせください。受給資格者 父がいないか、父が

障害（身障手帳1級か2級の一部）の状態にある家庭で、18歳到達年度末までの児童または20歳未満で障害の状態にある児童を養育している方

※所得制限があります。また、公的年金受給者は対象外です。

#### 問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ  
☎52-9871

## 地域づくり推進事業費 補助金制度を ご利用ください

地域づくりの推進を図るため、地区住民によるコミュニティ組織・市民団体が自主的に行う個性豊かなまちづくり事業の経費に補助をする制度です。

**補助金の額** 補助対象経費の2分の1以内で、1事業について年額50万円を限度。（同一の補助事業に対する補助期間は、3年を限度）

**申請期限** 5月31日(木)

※補助の条件、補助対象経費などについては、問い合わせください。

#### 問合せ先

市役所地域政策グループ  
☎52-11111（内線351）

### 補助対象事業の内容（年間を通じて継続して行う事業）

	補助事業名	補助事業の内容
1	生活環境対策事業	生活環境の清掃および美観の維持等に関する事。
2	健康づくり推進事業	健康の管理および増進に関する事。
3	生涯学習推進事業	教育活動およびレクリエーション活動に関する事。
4	地域福祉推進事業	社会福祉の増進に関する事。
5	世代間交流事業	地域におけるふれあい活動に関する事。
6	子ども居場所づくり事業	学校週5日制に伴い、子どもの健全な成長を図るスポーツ活動等に関する事。
7	その他個性豊かなまちづくりに寄与する先導的的事业	

